

参考資料

労務費・賃金支払いに関係する建設業法の関連条文

○建設業法(昭和二十四年法律第百号)※全面施行後

(建設工事の請負契約の原則)

第十八条 建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない。

(不当に低い請負代金の禁止)

第十九条の三 (略)

2 建設業者は、自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができることその他の国土交通省令で定める正当な理由がある場合を除き、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

(建設工事の見積り等)

第二十条 (略)

2 前項の場合において、材料費等記載見積書に記載する材料費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであつてはならない。

3 (略)

4 建設工事の注文者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努めるものとし、建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでに、当該材料費等記載見積書を交付しなければならない。

6 建設工事の注文者は、第四項の規定により材料費等記載見積書を交付した建設業者(中略)に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならない。

7 前項の規定に違反した発注者が、同項の求めに応じて変更された見積書の内容に基づき建設業者と請負契約(中略)を締結した場合において、当該建設工事の適正な施工の確保を図るため特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

8 (略)

(施工技術の確保に関する建設業者等の責務)

第二十五条の二十七 (略)

2 建設業者は、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めなければならない。

3・4 (略)

(建設業者団体等の責務)

第二十七条の三十九 建設業者団体は、その事業を行うに当たつては、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に資するよう努めなければならない。

2 (略)

(指示及び営業の停止)

第二十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定(中略)の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

一 (略)

二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。

三～九 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4～7 (略)

(国土交通大臣による調査等)

第四十条の四 国土交通大臣は、請負契約の適正化及び建設工事に従事する者の適正な処遇の確保を図るため、建設業者に対して、建設工事の請負契約の締結の状況、第二十条の二第二項から第四項までの規定による通知又は協議の状況、第二十五条の二十七第二項に規定する措置の実施の状況その他の国土交通省令で定める事項につき、必要な調査を行い、その結果を公表するものとする。

2 (略)

(建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告)

第四十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業を営む者又は第二十七条の三十七の届出のあつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

2・3 (略)

労務費・賃金支払いについてWGでこれまでに示された視点

WGでこれまでに示された視点

(労務費確保について)

- 標準約款に、適正な賃金支払いへのコミットメントや技能労働者の賃金及び社会保険加入状況の開示への合意に関する条項を追加することが必要
- 建設Gメンの監督だけではなく、発注者、元請を含むコミットメントのあり方、あるいは業界職種団体ごとの取組など、多面的な議論が必要
- 発注者側から、労務費の流れを可視化できる仕組みが必要
- 労務費の基準が指導監督の対象である一方、コミットメントは努力義務であり、バランスを整理する必要

(賃金支払いについて)

- 確保された労務費の技能者への行き渡りについて、元請が下請に賃金の支払いを確認したり強制したりすることは難しく、これを国や公共の立場から確認する手段が必要
- 公共工事でのトライアルだけでなく、むしろ民間工事での実施体制や協力体制に関する検討を前倒しで行う必要があるのではないか
- 公共工事・民間工事、元請・下請を問わず、受注者における賃金の支払状況や社会保険加入状況を技能労働者の配置、施工体制等と併せて確認するための方策について検討が必要
- 実態として、賃金の圧縮は単価を低くすることではなく、残業代や休日出勤分をカットすることで行われているので、それを確認するためには、出面表や賃金の確認が必要
- 賃金行渡りの実効性を確保するためには、賃金台帳を確認する必要
- 技能者の経験、技能に応じた賃金の行渡りを確保するためには、労務費の基準をCCUSのレベルを踏まえた内容にすることが有効
- CCUSのレベルを踏まえた賃金の行渡りのためには、CCUSの民間工事や住宅分野での普及促進、能力判定の推進、新規入職者の確保等の留意点を考慮して、他の手段による担保の方法も議論が必要

「適正な賃金」の水準についてWGでこれまでに示された視点

WGでこれまでに示された視点

（CCUSとの関係について）

- 労務費の基準は、CCUSのレベルに応じた賃金の支払いに結びつくような仕組みにすべき
- CCUSを活用した賃金・単価の引上げが重要であり、CCUSレベル別年収と労務費の基準の関係性について、明確化すべき
- 新規入職者であっても、これからトーニングを積んでいく段階であっても、最低限これぐらいの賃金は得られるという基準を示していくべきではないか

（公共工事設計労務単価との関係について）

- 「発注関係事務の運用に関する指針」に位置付けられている、発注者が下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その実態を把握するよう努めるようされている規定にどのように実効性を持たせるか検討すべきではないか
- 建設Gメンの早期運用による、技能者の実際賃金が設計労務単価であることを確認する制度なども検討できないか

（賃金水準の与件について）

- 下請業者は、雇用する技能者に対する安定的な（月給制の【P】）給与支払いを定めた雇用契約を、確実に結ぶことを徹底すべき
- 賃金については、担い手確保・育成の観点から、賃上げに資する水準の設定が必要。その際、公共工事設計労務単価の構成内容を参考とし、特に1日8時間・週40時間就労の労働基準法、週休2日の考慮が必要
- 公共工事設計労務単価を分析し、月給制と日給制の労働者の賃金水準を切り分けたときの、月給制の労働者の賃金水準が「望ましい水準」となるのではないか

「標準労務費」を元にした賃金行き渡りの考え方

令和5年6月29日
令和5年審議 第2回基本問題小委員会
資料2 抜粋

- 下請となる専門工事業として「標準労務費」を反映した請負代金を得たとしても、技能労働者に対して必ずしも適切な賃金が支払われるとは限らない。このため、元下約款において、
 - ✓ 「標準労務費」が設計労務単価×歩掛り相当であることから、「標準労務費」を反映した請負契約を締結した場合には、技能労働者に対する設計労務単価相当の賃金支払いを実現するため、受注者が適切な賃金支払いを約束する条項（表明保証）を規定する。
 - ✓ 実際に適切な賃金支払いを行ったかどうか確認することを可能とするため、求めに応じて賃金台帳を開示する旨も併せて規定する。
- 設計労務単価は賞与等も含む金額を日割りしたものであることから、設計労務単価相当の賃金支払いについては、日給又は月給ではなく、年収ベースで考えることに留意が必要。

《元下約款の例》

第〇条 受注者は、本契約期間の間、受注者がその使用する技能労働者に対し、設計労務単価相当の賃金を支払うことを、発注者に対して表明し、保証する。

○ 受注者は、本契約期間の終了後においても、発注者に求めに応じて、本契約に係る建設工事において使用した建設技能者に係る賃金台帳を開示することを、発注者に対して表明し、保証する。

鉄筋工（土木）の例		標準労務費	
（参考）	適用労務単価	鉄筋工	65,000円/ t
		普通作業員	26,000円
		その他	20,000円
			—
	地域：東京 規模：標準 仕様：（構造物の種類）一般構造物 その他の条件：鉄筋加工組立（手間のみ）、D10以上D51以下 対応：（機○、労○、材×）荷卸し-小運搬-加工-小運搬-組立 ※下線に対応 平均年収（CCUSレベル別）：レベル1 **万円、レベル2～3 **万円、レベル4 **万円		

【参考】貨物自動車運送適正化事業（適正化事業実施機関の指定）

《トラック運送事業の現状》

- 事業者数が極めて多く（約6万3千者）、激しい競争の中で、過労運転・過積載など違法行為が発生しやすい。
 - 荷主との関係で弱い立場に立たされやすく、無理な運行を行いがちである。
 - 過労運転防止に関する措置の不適正 約18.9%、輸送の安全確保に係る指導監督の不適正 約15.6%、社会保険等未加入 約5.3%、車両の定期点検整備の不適正 約17.8%（令和5年度適正化実施機関の巡回指導における評価）
- ◎ 国の監査要員（令和6年度445人）だけでは不適正な行為の是正指導から行政処分に至る業務全てを行うことは困難。

適正化事業

平成2年12月、貨物自動車運送事業法が施行された際に導入

違法行為を防止するため、事業者に対する指導等を行う事業

- ・貨物自動車運送事業法同法43条により、全日本トラック協会を全国貨物自動車運送適正化事業実施機関「全国実施機関」に指定
- ・同法第38条により、都道府県トラック協会を地方貨物自動車運送適正化事業実施機関「地方実施機関」に指定

民間団体の自主的な活動

事業者の意識を改善し、法令が遵守されやすい環境を整備し、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資する

適正化事業の実施体制・事業内容

全国実施機関（全日本トラック協会）

地方実施機関に対し、全国的な調整、指導員研修を行う

（貨物自動車運送事業法第44条）

- 適正化事業の基本的指針の策定
- 地方実施機関の連絡調整・指導
- 適正化事業指導員に対する研修
- 輸送秩序確立のための啓発・広報活動の実施

※貨物自動車運送適正化事業対策協議会の意見を尊重
※国土交通省と連携

連携

地方実施機関（都道府県トラック協会）

トラック事業者への巡回指導など現場活動を行う

（貨物自動車運送事業法第39条）

- 適正化指導員による事業者に対する指導
- 白トラ行為を防止するための啓発活動
- 秩序の確立に資するための啓発・広報活動の実施
- 貨物自動車運送事業に関する苦情の処理
- 行政に対する協力

適正化指導員437人

※地方評議委員会（諮問機関）の意見を尊重
※地方運輸局・運輸支局と連携

【参考】(一財)国際建設技能振興機構(FITS)について

- (一財)国際建設技能振興機構(FITS)は、平成27年に、東京オリンピック・パラリンピックに向けた建設需要の一時的な増大に伴う技能者不足に対応して外国人建設労働者を受け入れる「建設就労者受入事業」の制度推進事業の実施機関として設立。
- 現在は、建設就労者受入事業で培ったノウハウを活かし、特定技能制度において建設分野の適正就労監理機関として業務を実施。

業務内容

①特定技能外国人の受入れ企業に対する巡回指導

※(一社)建設技能人材機構(JAC)からの委託

⇒全ての受入企業に対し、原則として1年に1回以上、巡回指導を実施。

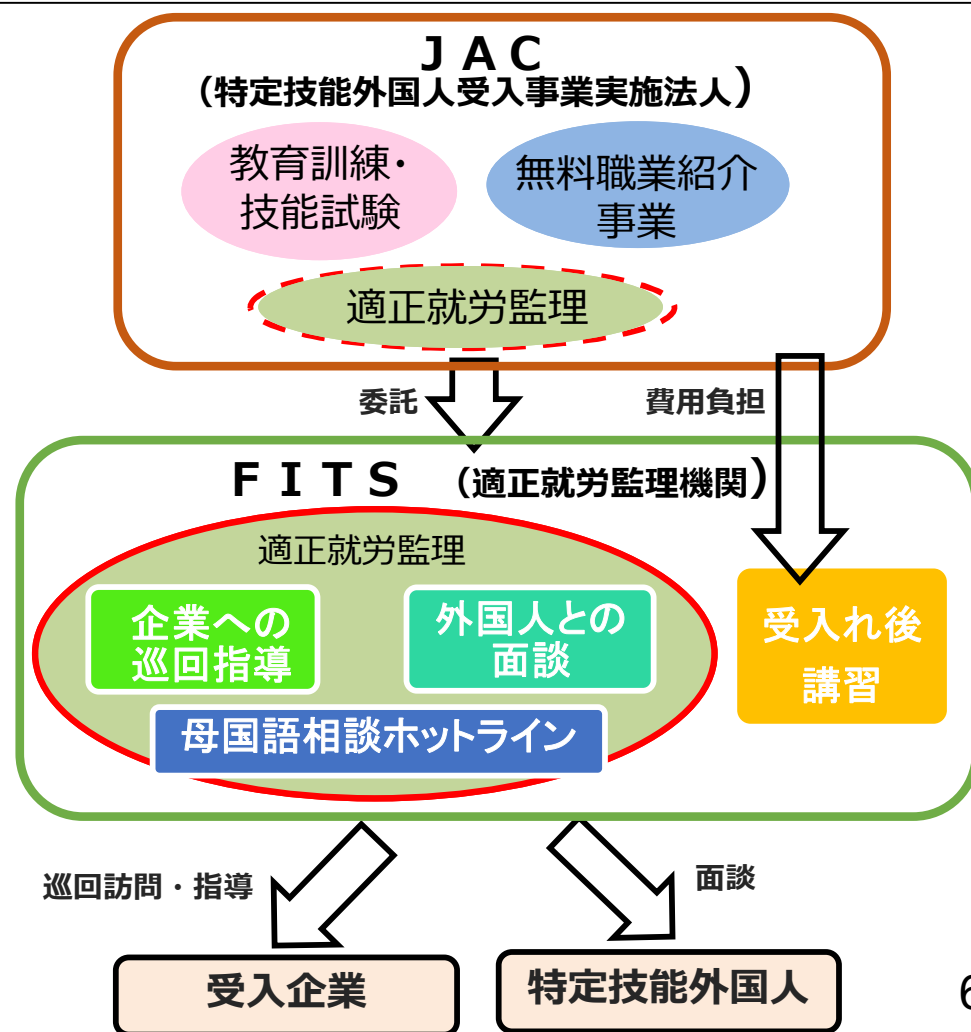
②母国語ホットライン相談

※(一社)建設技能人材機構(JAC)からの委託

⇒建設分野の特定技能外国人に対する支援として、7か国語(中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、英語、カンボジア(クメール)語、ミャンマー語)での相談に対応。

③受入れ後講習(特定技能スタートアップセミナー)

⇒特定技能(建設分野)での就労を開始する外国人のために講習会を実施。



(支払い調査事業)ご提出いただく書類の例

事業所の名称
・現場ID

所長名

作業員名簿
(年 月 日作成)

元請
確認欄

提出日 年 月 日

一次会社名
・事業者ID

(次)会社名
・事業者ID

番号

ふりがな
氏名
氏名
氏名

職種

年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日

健康保険
年金保険
雇用保険

建設業退職金
受取制度
中小企業退職金
受取制度

教育・資格・免許
職人・職長
特別教育
技能講習
免許

入場年月日
受入教育
実施年月日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日

様式第20号(第55条)

賃金計算期間

8/21~10/20 分

10/21~11/20 分

分

分

分

分

分

分

氏名

中村 秀一郎

労働日数

20 日

21 日

日

日

日

日

日

日

性別

男

労働時間数

168 時間

184 時間

時間

時間

時間

時間

時間

時間

所 属

営業部 第一課

休日労働時間数

8 時間

18 時間

時間

時間

時間

時間

時間

時間

職 名

事務

早出残業時間数

0 時間

0 時間

時間

時間

時間

時間

時間

時間

小 計

221,400

233,400

深夜労働時間数

0 時間

0 時間

時間

時間

時間

時間

時間

時間

非課税分賃金額

基本賃金

180,000 円

180,000 円

円

円

円

円

円

円

臨時の給与

0

0

所定時間外割増賃金

12,000

24,000

賞 与

0

0

家族手当

11,000

11,000

合 計

221,400

233,400

介護手当

10,000

10,000

健康保険

9,020

9,020

通勤手当

8,400

8,400

厚生年金・保険

15,980

15,980

手当

雇用保険

878

938

小 計

25,948

25,908

小 計

7,040

7,880

差引残

195,552 円

207,484 円

円

円

円

円

円

円

差引支払金

195,512 円

199,814 円

円

円

円

円

円

円

所得税

3,590

4,430

市町村民税

3,450

3,450

実物給与

0

0

額 収

10 月

11 月

月

月

月

月

月

月

印

中村

中村

日

日

日

日

日

常時使用する労働者に対するもの

印

中村

中村

日

日

日

日

日

【参考】CCUSレベル別年収の概要(令和5年6月15日公表)

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるレベル別年収を試算し、公表。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。

全国(公表32分野)(年収)

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

レベル1 (下位～中位)	レベル2 (中位)	レベル3 (中位)	レベル4 (中位～上位)
3,740,000 ～ 5,010,000円	5,690,000円	6,280,000円	7,070,000 ～ 8,770,000円

「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない。

分野別でのレベル別年収の試算例

能力評価分野	レベル4 (中位～上位)	能力評価分野	レベル4 (中位～上位)
電気工事	6,250,000円 ～ 7,690,000円	型 枠	7,080,000円 ～ 8,630,000円
建設塗装	7,030,000円 ～ 8,580,000円	配 管	6,120,000円 ～ 7,540,000円
左 官	6,760,000円 ～ 8,250,000円	と び	6,970,000円 ～ 8,510,000円
機械土工	7,120,000円 ～ 8,900,000円	建築大工	6,940,000円 ～ 8,470,000円
鉄 筋	6,960,000円 ～ 8,490,000円	土 工	6,790,000円 ～ 8,490,000円

<試算条件>

- ・CCUSレベル別年収は、令和4年度公共事業労務費調査の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
- ・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定(レベル1相当:5年未満、レベル2相当:5年以上10年未満、レベル3相当:10年以上又は一級技能士、レベル4相当:登録基幹技能者)
- ・労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は上位15%程度、「中位」の値は平均、「下位」の値は下位15%程度の全国の年収相当として作成(必ずしも「上位」が都市部、「下位」が地方の年収相当を表すものではない)
- ・「分野別でのレベル別年収の試算例」では、最新の国勢調査における技能者数が多い10分野を記載

【参考】能力評価制度の概要

- 建設キャリアアップシステムに登録される技能者の資格と経験をもとに、能力評価を実施。
- 能力評価実施団体が策定した能力評価基準(国土交通大臣が認定した42分野)に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体において実施。

(令和6年11月末現在 レベル1※：145.8万人 レベル2：2.6万人 レベル3：2.5万人 レベル4：5.6万人)

※レベル判定を受けていない技能者

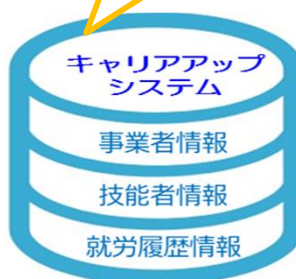
建設キャリアアップシステムに 技能者の資格と経験を蓄積

<現場での能力・経験の蓄積>



技能者情報のイメージ			
ID	123456789012		
氏名	建設 太郎		
生年月日	S55 1980/07/28		
保有資格			
登録基幹技能者	型枠	2016.06.20	
技能講習	玉掛け	2008.05.21	
特別教育	ロープ高所作業	2005.11.09	
社会保険加入状況	退職金共済		
健保	☐ 協会健保	建退共	☐
年金	☐ 厚生年金		
雇用	☐		

- ◎ 経験 (就業日数)
- ◎ 知識・技能 (保有資格)
- ◎ マネジメント能力 (登録基幹技能者講習・職長経験)



技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行



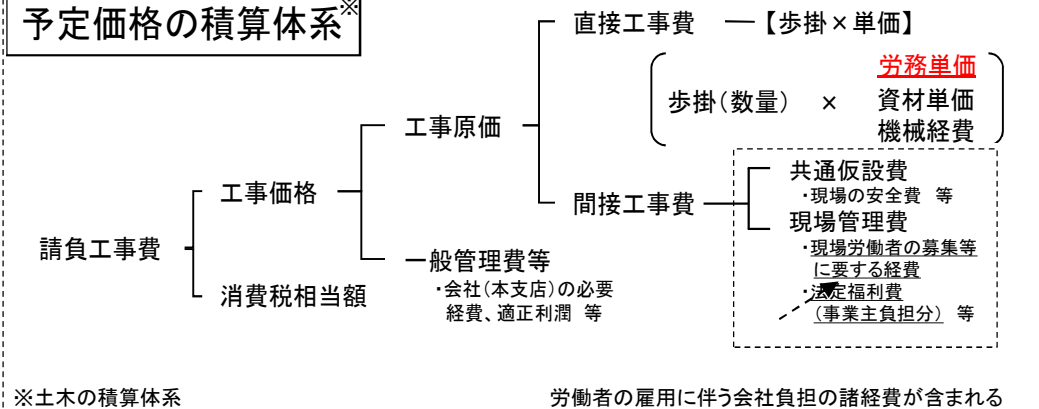
初級技能者 (見習い) 中堅技能者 (一人前の技能者) 職長として現場に従事できる技能者 高度なマネジメント能力を有する技能者 (登録基幹技能者等)

【参考】公共工事設計労務単価の概要

公共工事設計労務単価の概要

- 性格**: 公共工事の予定価格の積算用単価
(51職種、都道府県ごとに設定)
- 法令**: 予算決算及び会計令第80条第2項
「予定価格は、……取引の実例価格、……等を考慮して適正に定めなければならない。」
- 改訂**: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約11万人)の賃金支払い実態を調査し、年度当初に改訂。
- 留意事項**:
 - ・公共工事設計労務単価は、個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
 - ・法定福利費(事業主負担分)や、労働者の雇用に伴う会社負担の諸経費(労働者の募集・解散に要する費用、作業用具・被服に要する費用、労働者の宿泊・送迎費等)は含まない。(これらは別途、間接工事費にて計上されている)
 - ・時間外・休日・深夜の手当は含まない(必要に応じ発注者が別途積算)

予定価格の積算体系※



公共工事設計労務単価の構成

- 予定価格では、1日8時間労働(時間外・休日労働なし)を前提として積算。
- このため、設計労務単価は、支払い賃金から時間外割増賃金等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し設定。(次の①～④)

